

**【市独自制度】「いちはらっこ子育て臨時特別給付金」の給付を決定
～所得制限撤廃で市原市のすべての子どもに現金 10 万円を支給～**

市原市では子どもを中心に考え、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の所得制限を撤廃し、収入 960 万円以上の子育て家庭を含む全ての子どもに対し 10 万円を給付するため、市独自制度「いちはらっこ子育て臨時特別給付金」について補正予算案を提出し、本日可決されました。

また、国の制度では新生児については、令和 4 年 3 月 31 日生まれまでを対象としていますが、同一学年で受給差が生じないように、4 月 1 日生まれの新生児についても本制度で対象とし、同様に給付します。

なお、本制度の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部活用(56,200 千円)し、残りは市の一般財源(277,500 千円)で対応します。

1 概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 支給対象者 | 所得制限により国制度の給付対象とならない児童の保護者 |
| (2) 支給対象児童 | 18 歳以下の児童（平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 4 月 1 日生まれ） |
| (3) 支給予定額 | 対象児童 1 人当たり 10 万円 |
| (4) 支給対象見込児童数 | 3,300 人 |
| (5) 総事業費 | 333,700 千円（郵送料等の事務費を含む） |

2 申請が不要な世帯（プッシュ型給付）

- | | |
|---------------|--|
| (1) 支給予定日 | 令和 4 年 1 月 31 日（月） |
| (2) 支給対象見込児童数 | 2,550 人 |
| (3) 対象者 | 市原市から「児童手当の特例給付」を受給している方
※対象者の方へは、令和 4 年 1 月 14 日（金）に支給のお知らせを発送します。 |

3 申請が必要な世帯

- | |
|---|
| (1) 高校生等（平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれ）の保護者 |
| (2) 新生児（令和 3 年 9 月から令和 4 年 4 月 1 日生まれ）の保護者 |
| (3) 「児童手当の特例給付」を受給している公務員 |
- ※申請に関する案内文は、令和 4 年 1 月 14 日（金）に発送し（新生児の保護者を除く）、申請受付は令和 4 年 1 月 17 日（月）から開始します。